

平成29年6月13日

午前10時00分開議

於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである（16名）

1番	朝 日 将 貴	2番	江 崎 貴 大
3番	加 藤 克 之	4番	高 橋 八重典
5番	永 井 利 明	6番	鈴 木 みどり
7番	那 須 英 二	8番	三 宮 十五郎
9番	早 川 公 二	10番	平 野 広 行
11番	三 浦 義 光	12番	堀 岡 敏 喜
13番	炭 竈 ふく代	14番	佐 藤 高 清
15番	武 田 正 樹	16番	大 原 功

2. 欠席議員は次のとおりである（なし）

3. 会議録署名議員

14番	佐 藤 高 清	16番	大 原 功
-----	---------	-----	-------

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（32名）

市 長	服 部 彰 文	副 市 長	大 木 博 雄
教 育 長	奥 山 巧	総 務 部 長	山 口 精 宏
民 生 部 長 兼 福 祉 事 務 所 長	村 瀬 美 樹	開 発 部 長	橋 村 正 則
教 育 部 長	八 木 春 美	総 務 部 次 長 兼 総 務 課 長	立 松 則 明
総 務 部 次 長 兼 財 政 課 長	渡 辺 秀 樹	総 務 部 次 長 兼 収 納 課 長	鈴 木 浩 二
民 生 部 次 長 兼 健 康 推 進 課 長	花 井 明 弘	民 生 部 次 長 兼 介 護 高 齢 課 長	半 田 安 利
開 発 部 次 長 兼 農 政 課 長	安 井 耕 史	開 発 部 次 長 兼 都 市 計 画 課 長	大 野 勝 貴
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	山 守 修	教 育 部 次 長 兼 学 校 教 育 課 長	水 谷 みどり
監 査 委 員 長 事 務 局 長	羽 飼 和 彦	庁 舎 建 設 準 備 室 長	伊 藤 重 行
秘 書 企 画 課 長	佐 藤 雅 人	危 機 管 理 課 長	伊 藤 淳 人
税 務 課 長	佐 野 智 雄	市 民 課 長 兼 鍋 田 支 所 長	横 山 和 久
保 険 年 金 課 長	佐 藤 栄 一	環 境 課 長 兼 十 四 山 支 所 長	柴 田 寿 文

福祉課長	山下正己	児童課長	大木弘己
総合福祉 センター所長兼 十四山総合福祉 センター所長	村瀬修	商工観光課長	大河内博
土木課長	伊藤仁史	下水道課長	小笠原己喜雄
生涯学習課長兼 十四山スポーツ センター館長	安井文雄	図書館長	山田淳

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 石田裕幸 書記 土方康寛

6. 議事日程

日程第1	会議録署名議員の指名
日程第2	議案第26号 弥富市税条例の一部改正について
日程第3	議案第27号 弥富市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
日程第4	議案第28号 弥富市国民健康保険税条例の一部改正について
日程第5	議案第29号 市道の廃止について
日程第6	議案第30号 市道の認定について
日程第7	議案第31号 平成29年度弥富市一般会計補正予算（第1号）
日程第8	議案第32号 平成29年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
日程第9	請願第1号 「共謀罪」（組織犯罪処罰法）改正に対する貴議会の意見を採択し 政府に送付を要求する請願書

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時00分 開議

○議長（武田正樹君） ただいまより、継続議会の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（武田正樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第88条の規定により、佐藤高清議員と大原功議員を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 議案第26号 弥富市税条例の一部改正について

日程第3 議案第27号 弥富市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

日程第4 議案第28号 弥富市国民健康保険税条例の一部改正について

日程第5 議案第29号 市道の廃止について

日程第6 議案第30号 市道の認定について

日程第7 議案第31号 平成29年度弥富市一般会計補正予算（第1号）

日程第8 議案第32号 平成29年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（武田正樹君） この際、日程第2、議案第26号から日程第8、議案第32号まで、以上7件を一括議題とします。

本案7件は既に提案されていますので、これより質疑に入ります。

まず、三宮十五郎議員、お願いします。

○8番（三宮十五郎君） おはようございます。

私は、ただいま上程されております議案のうち、国民健康保険特別会計について、とりわけ執行上の理由で大変心配なことがありますので、お尋ねいたします。

このさきの3月議会で、28年度末に新たに1億3,000万円のその他会計繰入金で補正をされまして、弥富の場合は平成22年度にもこういうことがありまして、当時は税収がおおよそ前年に比べて5,700万円ほど減ったのと、もう一つは国庫支出金と療養給付交付金、前期高齢者交付金の国と社会保険がその他のところから入っております調整の国保が、高齢者が多いということで抱えております問題を緩和するための収入が前年に比べて1億5,000万円の減少と。そして一番大きかったのは前期高齢者交付金でございますが、前年の7億8,800万円が6億5,200万円に急減をいたしまして、結局そのときも大規模な補正で何とか赤字にならないようにということで、当時、市はやったわけでありましたが、そのときにはさすがに最後の繰り入れは一切しなかったわけでありまして、積立金が全部合わせて年度末に国保会計に残ったお金は現金で1,800万円というような状態で、結局、23年度分につきましては、当初予定しておりました2億円余りのその他繰入金を2億3,000万円にふやすことと、さらに

大幅な値上げを予定しておりましたが、値上げ幅を縮小することで2億3,000万円の繰入金を行うことといたしまして、一定の値上げが行われました。

その値上げ幅は、想定したよりも高かったことや、国からの23年度のさっき言いました3つの支出金が相当変わったこともありまして、その年とその翌年は2億円の繰り入れをしましたが、大変お金が余って、その後は繰入金を1億円に減額するとかというようなことで今日に至っておりますが、それに似たような状況になっておりますが、いよいよ年度末も終わりましたが、この年度末の収支見通しからやったことが、先ほど申し上げましたように、22年のときと同じような状況になると、今度、新制度に移っていく上でますます大変になってきますが、実際の収支見込みはどの程度になったのかをまず御説明いただきたいと思います。

○議長（武田正樹君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） おはようございます。

国民健康保険の御質問にお答えをさせていただきます。

国民健康保険特別会計の平成28年度決算見込み額は、歳入48億294万8,810円、歳出が46億8,695万1,465円で、次年度への繰越額は1億1,599万7,345円の見込みとなります。

平成29年3月議会において、国保会計の歳入不足が見込まれ、一般会計から1億3,000万円の繰入金を増額する補正予算をお願いいたしました。

しかし、歳入では国及び県の交付金や共同事業交付金を合わせて8,300万円ほど増額となりました。一方、歳出では後半の医療費の減少に伴い、保険給付費及び共同事業拠出金が見込みより1億4,300万円ほど減少となりました。

3月補正の議決をいただきましたが、一般会計からの繰入金1億3,000万円の執行の必要はなくなりました。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） 22年当時の心配は結果として杞憂に終わったわけではありますが、非常に国の制度が複雑なこともありまして、このような収支見込み違いが発生するような状態は、やっぱりぜひ是正をして、もっと市町村がきちんと収入を見込める、支出も見込めるような制度に改善をするように御尽力いただきたいと思います。

続きまして、この間、社会保険への加入促進などで、加入者の減少とあわせまして平均所得や保険料が1人当たりでかなりの違いが生じていると思いますが、既に決算書で示されております平成26年度の1人当たりの前年度課税分は10万2,868円、27年は10万2,450円ほどでございましたが、28年度につきましては、28年度の2月段階の加入者数を当時の調定額で割ると10万円を割り込んでいるように私は感じておりますが、この辺の、要するに国の指導によります小規模事業者、数人を雇用している人たちが社会保険に入っていない、今まで国保に入っていたのを国の制度としても4時間以上の就労につきましては健康保険や年金の加入

者にするということ、もともとイオンなんかの場合はそういう4時間以下のパートやそういうもので、コンビニだとかイオンだとか、あるいは回転ずしはそういうものを逃れる仕組みを導入しておりますが、小さい事業所だとそういうことはなかなかできんことありまして非常に御苦労されておりますが、それに対しまして、国の制度の中で今後も新年度に至りましてもそういう国保の中では所得の高い人たちが抜けていく。そして全体として無職の方、それから65歳から74歳までの高齢で医療費がかかる人たちの割合がふえ続けておりまして、先日もちょっとお伺いしたら、弥富市の高齢者の国保加入者の中で占める割合は県平均を上回っているというふうにお伺いをいたしました、今後の国保税の税収の見込みについてはおおよそどのようになっていくというふうにお考えか御説明いただきたいと思っております。

○議長（武田正樹君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） 被保険者数の状況でございますが、平成28年度末は9,883人、平成27年度末は1万543人、平成26年度末は1万981人となっております、特に平成27年度から平成28年度を比較すると660人減少をしております。社会保険加入促進や雇用状況の改善により国民健康保険から社会保険への移行が進んだものと考えられます。

また、65歳以上の被保険者数は、平成27年度と比較をいたしまして、平成28年度は118人減少しておりますが、全体の被保険者数が減少したため、65歳以上が43.47%を占める状況でございます。

各年度の状況は、被保険者数の減少により所得額は減少しておりますが、現年度調定額で1人当たりの調定額は議員発言のとおり、平成26年度は10万2,576円、平成27年度は10万2,450円、平成28年度は少額ではございますが10万3,441円と増加をしております。

この数値から推測いたしますと、所得額の減少は高額所得の個人事業主が社会保険加入のみの原因ではなく、被保険者数の減少が原因と考えております。

○議長（武田正樹君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） 今、私の試算に比べるとそんなに28年度も減っていないということですが、いずれにいたしましても、いよいよ30年度からの新制度に移行するわけですが、高齢無職者や生活困難な人のみにますます国保の加入者はなっていく。そしてもともと国民健康保険制度が昭和33年度に世界に誇る国民皆保険制度ということで発足したときには、他の社会保険に入れない全ての人たちをこの制度の加入者とする。したがって、当然無職や収入のない人もいるということを前提にして、国民健康保険制度の中には他の保険制度にない、必要なら保険料の100%減免だとか、医療費の自己負担分の減額、そういうものも含めた保険制度であると同時に社会保障制度、この制度によって日本の国民皆保険の制度は担保されるということ、これを国は高らかに発表して、当時はかなり後まで、国民健康保険の場合は社会保険と違って事業主負担がない分もありまして、実質的に医療費のほぼ半分を国が負担

をすると、国民健康保険で払う。

さらに、私も議員歴が古いわけでありますが、私、昭和43年からですが、当初は事務費負担金もかなりの額が国から補助金として交付をされておりましたが、今では国の負担は本当に驚くほど減少して、結局他の社会保険やそういうものからの負担と、たまりかねて市町村が、特に高齢者がある時期に集中して加入するという制度でもありますので、多くの市町が一般会計からたまりかねて支援をすると、こういう状態が続いて、知事会なんかは3兆円の国の負担を要求しておりましたが、その一定部分がとても要求にはほど遠いわけでありますが、国が負担をしていくということを通じて、30年くらいいよいよ県が主体になった制度にかわっていくということではありますが、保険料の徴収だとか、それから実際の現場の事務は今までどおりで会計全体が県のほうに移行するという仕組みになりますが、今、示されておる案なんかは、試算なんかを見ますと、国のその移行時からの負担も含めた費用負担ではなくて、実際に今試算されて公表されているのを見ますと、かなり弥富もさらに上がっていくということが想定される仕組みになっておりますが、今後、そういう、今国保が置かれている現状を考えたら、やっぱり医療と社会保障の複合体として国が位置づけてやってきた経緯を見ましても、国や県の支援を一層強化して今後の負担がそういう特別に条件に悪い人たちの重い負担にならないようにすることと、市としましてもいろいろ御検討いただいていると思いますが、必要最小限の負担はその他繰入金という形で今後も残していただきたいと思いますが、その辺についてはどのようなお考えでしょうか、御答弁ください。

○議長（武田正樹君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） 国民健康保険は加入者の皆さんでお金を出し合い、安心して医療を受けられるようにするための制度でございます。

その財源は国や愛知県などの公費による負担金を原則50%と被保険者からの保険料で原則50%を賄うとされております。

しかし、国民健康保険の財政運営は被保険者の高齢化や医療の高度化により毎年医療給付費が増加している一方で、保険料の伸びは低迷し大変厳しい状況でございます。

本来、国民健康保険財政は独立した会計としての運営を原則とするものでございますが、不足する財源を全額保険料に求めると大幅な保険料引き上げが必要となります。そこで、毎年一般会計から赤字補填、法定外繰入金をしているのが現状でございます。

平成27年度におきましては、不足する財源を賄うため、一般会計からの法定外繰入金を1億6,000万円、基金からの繰入金を9,050万円、合計2億5,050万円の補填をお願いいたしました。

平成28年度におきましても財源不足の状況は続いており、基金が枯渇した状況から一般会計からの法定外繰入金は1億2,000万円の補填をお願いすることになりました。

平成29年度当初予算においても、一般会計からの法定外繰入金1億2,000万円の補填をお願いしており、一般会計からの法定外繰入金に頼っている状況が続いております。

この負担は市財政にとっても大変厳しいものとなっております。こうした状況は本市に限らず全保険者が抱えている課題でございまして、平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となり、国保運営に中心的な役割を担うことにより、制度の安定化を図ることとされました。

新しい国保制度では、愛知県の運営方針に基づきまして、市町村ごとの納付金の決定や市町村ごとの標準保険税率が算定、公表されます。現在のところ、新しい国保制度の市町村ごとの納付金の確定したものはございませんが、本年2月末の試算概要では、現状の国保税収入と納付金額とは大きく乖離していますので、引き続き、国、愛知県などの動向を注視してまいります。

今後、愛知県から示される標準保険税率を参考にし、県内市のバランスをはかった改定とし、国保運営協議会の御意見を伺いながら方針を決定してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） おはようございます。

三宮議員に御答弁申し上げていきたいというふうに思っております。

新しい保険制度がいよいよ平成30年から、市町村単位から都道府県単位という形で導入されていきます。今、所管の部長が話をさせていただいたとおりでございますけれども、現段階では県のほうから国保税に対しまして、どれぐらいの税収入と納付金額というようなことは言われておりませんので、まだ具体的にはわかりませんが、先ほども話がありましたように、本年2月末の状況では大変厳しい状況もあろうかなあと。しかし、この間、国あるいは県においても新しい制度の移行に対してはいろいろとお考えをさせていただいておる状況でございます。我々としては、この辺のはっきりした数字を確認次第、現在の国保税がスムーズに運営できるような状況というものを見出していかなきゃいかんわけでございます。そうした形の中においては、今までやってまいりました法定外の繰り入れということにつきましても、これは考えていかざるを得ないというふうに思っております。国保税だけでは皆さんのほうに大きく負担をさせていただくというわけにはいかないだろうというふうに思っております。

しかしながら、一般会計からの繰り入れもやはり限度がございます。そうした形の中においては、新しい年度において、国保税の改正というようなこともやはり視野に入れていかざるを得ないという状況をあえてこの場で言わせていただくわけでございますけれども、そういった形の中で、この国保税に加入していただいている方に対しても一定額の負担をお願い

していくというような状況も出てくるかなあというふうに思っております。

いずれにいたしましても、もうしばらくいたしましたら、県のほうから私ども弥富市に対して国保税率であるとか、あるいは納付金額というようなものについてお話があるかなあというふうに思っておりますので、その辺の数字をしっかりと読みながら国保運営が安定的に運営できるような状況ということを見出していきたいというふうに思っておりますので、よろしく願い申し上げます。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） 今、市長の御答弁の中で、そういった繰り入れをなくするわけにはいかんだろうと。ただ、保険税も上げざるを得ないじゃないかということなんですが、傾向としてはますます小規模事業所の人たちが抜けていくと、やっぱり所得の多い人たちが抜けていくことになるのと、高齢者の加入割合がずうっとふえてくるということは続くわけですよ。制度が発足したときには、まだ農業も中小企業も、あるいは零細企業も非常に元気で、それなりの収入がある人たちがいたんですが、今はもう年金者、特に国民年金の加入の方につきましては満額をもらっても6万幾ら、そこから後期高齢者だとか医療保険の保険料だとか、それから介護保険の保険料を引かれますと、本当に手元に残るお金はわずかになるわけですね。その中から払っていく。しかも資産割なんていう負担もあるということで、ほぼ私どもから見ると負担の限界になっていると言わざるを得ないような状況になっております。

同時に県の今までの試算は、国の30年度からの負担分はまだ入っていない状態のものだというふうに伺っておりますので、今の額がそのまま弥富市の納付金になるというふうには考えませんが、ただ制度発足当時に国民に約束したそういう他の保険に加入できない全ての人を抱えると。したがって、これは要するに保険としての相互扶助だけではなくて、社会保障として必要な人には保険料の全額免除や医療費の自己負担分の全額免除をするということを通じて国民皆保険制度は世界に誇る制度としてできると。このことがやっぱり日本の超高齢というか、必要なときに医師にかかれるとか、そういうことが長寿社会をつくった要因でもあります。同時にまた、長寿社会の中でそういう社会保障費の増大という問題もありますので、制度出発の趣旨に従って、この間、国がやったのは、要するに国の負担をほかの社会保険、公務員の共済金だったり、あるいは一般の社会保険、そこから負担をさせるという仕組みで切り抜けてきたんですが、やっぱり制度発足当時は50%を、それから事務費負担金も含めて国が負担をして、まだ財政状況がいいときにやっておったんですよ。その制度の趣旨に立ち戻ってやっていただくように強く要望していただきたいということを申し上げて、最後に1つお願いがあります。この補正予算に教育費で労働教育の関係でお金が県から入っていると思いますが、それに関連いたしまして、県のほうから、要するにそのための指針というか、方向が示された文書が入ってきていると思いますので、ぜひそれも議会に

お示しいただいて、この予算審議の中で十分反映できるようにしていただきたいということを要望して、私の質問を終わります。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 社会保障と言われる、医療、介護、福祉ということが平成30年度から全ての事業単位のものが変わってくるんですね。例えば第5期の、今回の説明の質問もございましたけれども、第5期の障がい者福祉計画も新たに向こう3年間の計画を立てなきゃいかん。あるいは第7期における介護保険事業計画もやらなきゃいかん。当然、高齢化社会というような状況の中で、あるいは障がい者の問題についても扶助費というか負担は我々としては非常に大きくなっていく。その上、国民健康保険という形の中で、これはもう地方が負担をする限界があるんですよ。もうそういうような状況に来ている。そういうような状況の中で国がどのような形で行動していただけるかということは、これは愛知県市長会のみならず全国市長会のほうでも強く要望していることなんです。やはり平成30年10月にいわゆる改正されようとしている消費税の問題等々があるわけでございますけれども、これが可能かどうか私は現在ではわかりませんが、やはりそれに対する代替案を、代替財源をしっかりと国のほうが確保すべきであろうと。そしてそれぞれの都道府県単位になったこの国保の問題についても、スムーズに運営ができるように公費の負担をやはりしっかりとしていくということを我々はこれからは強く要望していきたいというふうに思っております。

しかしながら、これが現実的にはなかなか難しい局面もあるものですから、そういうような状況の中においては、国保税の改正ということも我々としては視野に入れておかないと、国保の運営が安定的に継続できないということを申し上げておるわけです。

これからは国のほうに、県を通じてそういったような要望も出していきたいというふうに思っております。

○議長（武田正樹君） 他に質疑の方はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 以上で質疑を終わります。

本案7件は、お手元に配付した議案付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 請願第1号 「共謀罪」（組織犯罪処罰法）改正に対する貴議会の意見を採択し政府に送付を要求する請願書

○議長（武田正樹君） 日程第9、請願第1号を議題とします。

紹介議員の三宮十五郎議員に請願の趣旨説明を求めます。

三宮十五郎議員。

○8番（三宮十五郎君） 請願第1号に対する紹介議員としての趣旨説明をさせていただきます。

す。

文書につきましては、以前もう既に配付されておりますので、ごらんいただきたいと思えます。

なお、簡単にこの請願を私が紹介する趣旨を申し上げたいと思います。

もともこの請願団体、請願人であります津島市在住の河合坦さんという方は、この共謀罪と同じような内容を持ちます戦前は治安維持法と言われました法律の犠牲者またはその御家族であります。愛知県だけでもこの法律によります犠牲者というのは800人を超えているというふうに言われておりますが、実際にこの法律で戦前、逮捕・拘留され、拷問を受けた人は実際に起訴された人の……。

○議長（武田正樹君） 三宮議員、説明の最中ですが、申しわけありません。趣旨説明はこちらでしていただくことになっていきます。

○8番（三宮十五郎君） ごめんなさい。勘違いをちょっとしておりまして、続けさせていただきます。

要するに、起訴された人の10倍近い人たちが逮捕され、拘留され、拷問を受ける。中には小林多喜二という有名なプロレタリア作家がおりますが、牢獄に遺族が迎えに行ったときには、手の指の全部の関節が折られる、本当にもうびっくりするような状態になって遺体で引き取らざるを得なかったというようなことが、もう日常茶飯事のように行われておりました。

戦後、戦争が終わって、占領軍によりまして、日本政府にこの法律は近代国家としてあってはならないことで、この法律による現在拘留されている人たちを全部釈放するようということが言われましたが、やっと数カ月たって釈放され、その後、日本の政府と国会はこの法律によって罪を問われた人たちに対しては一切そういうことがなかったとみなし、今後何の不利益も負う必要がないということを発表しましたが、しかし実際には、正式な謝罪だとか、この人たちに対する当然しなければならない国家賠償を行っておりません。そうした遺族なり犠牲者本人の人たちで全国的につくっております治安維持法犠牲者国家賠償要求同盟89という名前で活動している方の一人であります。

政府は、過去3回この法案につきましては国会で審議をしたが、国会の議決を得ることができずに、今回4度目でございますが、今回これまでと違って新たに政府がつけ加えたのは、今、世界で頻発するテロ防止対策、そして東京オリンピック対策ということで言われておりますが、この立法ガイドを国連で執筆したパッサス教授が、これは6月5日付の中日新聞で、中日新聞の記者に対する一問一答が掲載されておりますが、その中で、簡単に申し上げますと、この組織犯罪防止条約（TOC条約）については、組織的犯罪集団による金銭的な利益を目的とした国際犯罪が対象で、テロは対象から除外されていると指摘し、非民主的な国では、政府への抗議活動を犯罪とみなす場合がある。だからイデオロギーに由来する犯罪は除

外されたと、条約の起草過程を振り返りつつ説明をした。TOC条約を締結するため新法の導入が必要かとの問いには、現行法での条約締結の条件を満たさなければ、既存法の改正か新法の導入で対応しなければならないと指摘をする一方で、条約はプライバシーの侵害につながるような捜査手法の導入を求めていると述べ、条約を新たな施策導入の口実にしないよう注意を促した。

さらに、当局に過剰な権力を与え、プライバシー侵害につながる捜査ができるようにすることを懸念するのは理解できると発言し、捜査主体や手法、それらを監督する仕組みを明確にするよう助言したということで、詳しいことはお手元に配付させていただいた資料に載っておりますので、熟読をいただきたいと思いますが、ところが、政府は国会に対しては、今回はテロとオリンピックのためだということできずうっと説明をし、今も説明し続けております。質疑の中でもそうでないということを認めていてもなおかつ国会に対しても国民に対してもこういう説明をし続けており、数を頼んでこの会期中に成立させると言っておりますが、これはプライバシーの問題でいえば、日本国憲法で定める国民の基本的な人権の根源にかかわる問題であり、これを警察の捜査機関の判断によって捜査をする。結局、テロ対策ということでは、テロリストはどこにいるかわからない敵でありますから、これを想定して疑う理由のある人物に限らず、国家にとって全人口が容疑者とみなされ、さらに通信技術の発展が全人口に対する監視を可能に今しております。

日本の市民もNSAというアメリカの監視機関によって監視されているが、これはジャーナリストの小笠原みどりさんが、あのアメリカ政府職員としてアメリカのこの盗聴問題を暴露したスノーデン氏との一問一答の中で聞いていることですが、日本の市民もNSAに監視されているか、スノーデン氏は、答えはもちろんです。なぜなら、それがコレクト・イット・オールだから、誰一人例外なく傍受され、同じバケツに入れられる。それが無差別監視ですと答えております。アメリカのオンライン誌インターセプトは4月24日、スノーデン氏が提供した新たなNSA機密文書について、日本のNHKと共同で報じました。注目すべきは、NSAが横田基地やキャンプ・ハンセンに監視拠点を構築するために、日本政府が何百億円という資金を提供し、その見返りにNSAは日本側にスパイトレーニングと監視装置を提供してきたという記録でした。エックスキースコアと呼ばれるこの監視装置をスノーデン氏は私にスパイのグーグルと語っていました。ブログやフェイスブックはもちろん、メールやチャットなど非公開のネット情報も含めて世界中の人々の通信を対象にキーワード検索ができるシステムです。

こういうことが既に現実に行われている中で、国連としてはそういうことはしないようにということをこの法案の条約の締結の条件にしているにもかかわらず、相変わらずテロやオリンピックのためということで国会や国民を偽り、数を頼んでこの法案を強行するなど、私

は絶対にあってはならないことだと思います。

NHKの世論調査でも、3月にはこの法案を支持するという人は45%ありましたが、国会審議が進む中で、一番新しい調査では25%と激減しております。こうした問題で国民が大きく声を上げ始めたさなかで、しかも共同通信の調査などによりまして7割近い国民がこの国会で決めるべきではないと言っております。国会で憲法違反の法案をつくっても、つくるとはこれは大臣にも国会議員にも憲法によって禁止をされていることですので、ぜひそれこそ日本国憲法に沿って、こうした無法が行われないようにすることを私はこの人たちの請願の一番、自分たち自身の苦しみとあわせて、今後二度とそういう苦しみを自分たちが受ける、また日本が戦争するような国に現実的にされていく、そしてマスコミなどはそのような監視の中で物が言えないようにしていく、そういう国にしてはならないという思いを強く持って請願が出されたと思います。

議員の皆さんの間から、この間、私に対してこの請願の趣旨そのもの全部には賛成できないけれどもどうしようということではいろんな御意見もありましたが、私は弥富市議会として意見書を出す場合には、賛同していただいた方がもし多数になれば、その多数の人たちが一致できる範囲でやっぱり憲法や基本的人権を守る対応をきちんと国会がしていただくようにするということが請願の趣旨であると思いますので、そこでの意見書の変更はできると思いますので、十分そういうことも御考慮いただきまして、請願は趣旨採択という方法もありますので、御賛同いただいて、そして意見書の中で、今一致できる方向で非常に急を要しますが、政府、国会に対して意見書を出していただく、多くの国民、市民の声を弥富市議会がしっかりと受けとめていただくことを強く要請いたしまして、請願に対する趣旨報告とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（武田正樹君） これより質疑に入ります。

質疑の方はありませんか。

よろしいですか。

[挙手する者なし]

○議長（武田正樹君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております請願第1号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（武田正樹君） 異議なしと認めます。

よって、本案は委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論の方はありませんか。

[挙手する者あり]

○議長（武田正樹君） 堀岡議員。

○12番（堀岡敏喜君） 私は、今回提出をされました「共謀罪」（組織犯罪処罰法）改正に対する貴議会の意見を採択し政府に送付を要求する請願書につきまして、反対、不採択の立場で討論をいたします。

まず冒頭、去る5月23日、そして6月3日とイギリスで起きた2つのテロ事件で亡くなられた方々に対し哀悼の意を表しますとともに、負傷者の方々の一日も早い回復を心から願うものであります。

国際社会におきまして、また我が国においても断じてテロを起こさせてはならない、そういった思いを込めて討論をいたします。

最近の北朝鮮の動きや多発するテロなど、日本を取り巻く環境はますます厳しくなっております。日本が直面をする脅威としては、北朝鮮のミサイルと日本が既に標的として名指しされてしまったテロであります。ミサイルについては、一昨年の平和安全法制においてアメリカとの間で協力をして対応ができる体制ができております。

ところが、テロについては、国際的に重要な条約を日本はまだ締結ができておりません。この条約は国際組織犯罪防止条約（TOC条約）といい、世界の187カ国、地域が締結をしておりますが、わずか11カ国だけがまだ国内の制度が不十分なために締結ができておりません。その一つが日本であります。この条約が締結をされれば、テロ対策のため、各国の警察や捜査機関同士の協力が進みます。日常的に情報交換も進むと考えられます。2020年のオリンピック・パラリンピックを控えて、しっかりと国内の制度を整え、各国と協力をしてテロ対策を進めていく必要があります。

請願書には、既に日本はテロ防止のための13本の国際条約を締結し、国内法整備もされている云々とあり、改正の必要はないとの記述がされております。日本が締結をしているテロを防止する条約として、外務省のホームページでは13の条約を紹介しております。そこには核テロリズム防止条約といったわかりやすいものもあれば、海洋航行不法行為防止条約や国家代表等犯罪防止処罰条約などテロをそれぞれの角度から防ぐための条約もあります。

TOC条約は、テロまたは国際的な組織犯罪の資金源を断つという意味でテロの防止にとって重要な一つの条約であります。実際に2000年の国連総会決議では、全ての国に対し、TOC条約で防止をする国際組織犯罪とテロ活動のつながりを認識すること、中略して、適用することを要請すると宣言をされております。また、2014年の国連安保理決議第2195号でもTOC条約を優先的に批准し、加入し、実施することを要請すると明記をされております。

テロ対策として必要だと国連も認めるTOC条約を世界のほとんどの国が締結をする中で、

日本はまだ締結ができておりません。

2014年6月には、テロ資金供与対策を協議する政府間会合（F A T F）で日本が名指しでT O C条約締結に必要な国内法の整備を行うよう勧告をされました。全く異例の勧告です。テロが活発化をする中、日本が他の国と同様にしっかりと国内法を整備して、世界と協力をしてテロ対策を行っていくことが、国際社会からも強く求められております。

また、T O C条約は重大な犯罪を行うことの合意、または組織的な犯罪集団への参加のどちらか一つを犯罪とするよう求めております。しかし、我が国には合意罪は一部しかなく、参加罪はありません。論理的に考えれば、条約に参加するためにはどうしても新たな法整備が必要です。

また、請願書にはテロ等準備罪法案に対して共謀罪との表現を使っておりますが、今回のテロ等準備罪は共謀罪とは異なります。ところが国会では某政党などからは過去3回も廃案になった共謀罪をまた持ち出すのかと批判をしております。某全国紙では、1面で我々は共謀罪と呼び続けるとの異例の宣言もされております。残念ながらそこに大きな事実誤認があります。かつての共謀罪も組織的な犯罪が対象なので、一般人が対象になってはおりません。しかし、犯罪の合意、つまり心の中で示し合わせた共謀で罰せられます。一方、今回のテロ等準備罪は単なる罪を犯そうという合意だけでは罰することができません。テロ等準備罪ではその犯罪のための具体的な準備行動が必要になります。例えば実際に凶器を購入したとか、現場の下見を行っているだとか、何か行為をして初めて罰することができます。内心の合意で罰せられる共謀罪と具体的な準備行為に踏み込まないと罰せられないテロ等準備罪は異なるものであります。

もう一つ大きな違いは、犯罪を行う組織が組織的犯罪集団でないといけないという点であります。共謀罪では単なる組織でよかったものが、今回のテロ等準備罪では重大な犯罪を起こすために存在をしている集団でなければ処罰の対象にはなりません。ですから、通常の民間団体、サークル、労働組合や国会前でデモを行う集団などは処罰の対象にはなりません。あくまでテロ等準備罪の対象となるのは、テロ組織はもちろんのこと、暴力団、麻薬密売組織や振り込み詐欺集団といった集団でなければなりません。ちなみに、T O C条約で書かれている基本は、内心の合意だけでも罰することができるかつての共謀罪に近いものであります。実はそれが国際的に認められているスタンダードなのであります。

今回のテロ等準備罪では、さらに準備行為が必要なこと、組織的犯罪集団でないといけないことといった上記の2つの条件をあえて厳しく世界水準の上につけ加えられています。ここまで厳しく条件をかけているのは日本だけであります。単純比較はできないものの、T O C条約を締結している187カ国の国の中で、最も抑制的な形で国内法にしているのは日本だと言えます。

念のために申し上げますと、請願書には共謀罪の創設は3回にわたって国民の反対で葬られてきたとありますが、そのうちの2回は衆議院の解散による廃案であります。残り1回は当時の民主党が提案をした修正案を与党が丸のみをしたにもかかわらず、なぜかひっくり返された2006年6月小沢一郎党首の時代であります。

また、請願書には捜査機関による市民生活の監視、盗聴が横行するとの記述がありますが、まずサークルやデモ行進、あるいは労働組合といった一般の団体や一般の市民の皆さんはそもそも処罰の対象ではありません。あくまでも犯罪行為を何度も繰り返しており、しかも重大な犯罪、重大な犯罪というのは4年以上の懲役となる犯罪のことを指します。この重大な犯罪を実行するために集まった集団でなければ、この取り締まりの対象となる組織的犯罪集団とはなりません。例えば、脱税を繰り返している会社があったとして、その会社の目的は重大な犯罪ではなく、脱税をしてでももうけることにあるため組織的犯罪集団にはなりません。犯罪を繰り返していたとしてもこの法律の対象となることはありません。また、今回の法案によって、常時から警察が例えば一般人へのネット監視ができるようになったり、盗聴が可能となったりということはありません。テロ等準備罪の取り締まりのために今までを超えるような捜査手法を認めるとはどこにも書かれておりません。テロ等準備罪もほかの犯罪捜査と同様、捜査機関が犯罪の嫌疑があると認めた場合でなければ捜査を開始することはできません。嫌疑の前の段階で日常的に捜査の対象になることはあり得ません。

今回、国会や一部のメディアでは一億総監視社会になるとの言葉も叫ばれておりますが、果たして1億人を監視するためにどれほどのマンパワーやコストが必要になるのでしょうか。そう考えただけでもいかに非現実的な指摘かがわかります。

こうした不安ばかりをあおるような議論をするのではなく、法案の中身を詰め、さらによいものにしていく審議が必要だと思えます。

請願書にはテロ対策と言いながらテロとは全く関係ない277の通常の犯罪も対象にしている旨の記述がございます。この法案はテロ等準備罪との呼称ですが、正式的には組織的犯罪処罰法改正案です。

では、どのような犯罪がテロ等準備罪、組織的犯罪処罰の対象になるのか考えたいと思います。

これまで申し上げましたように、組織的犯罪集団が行う懲役4年以上の重大犯罪の準備に限られております。具体的には組織的な殺人や建造物への放火、毒物の混入などの直接的なテロの準備から、麻薬の輸出入、人身売買、マネーロンダリングや逃走援助まで、277の犯罪の準備が対象になっております。また、277の犯罪に絞った根拠ではありますが、以前共謀罪を議論した際には対象犯罪は676あると言われておりました。これは単純に懲役4年以上の犯罪を数え上げたものであります。今回、共謀罪とは異なるテロ等準備罪となったことで

対象となる犯罪を絞り込んでおります。なぜ絞り込めたかといいますと、それは犯罪を行う主体の違いにあります。かつての共謀罪では、犯罪の主体は一般的に団体となっております。どんな団体かということは解釈に任せるということになっており、考え方に明確でない部分があったため676から絞り込むことができませんでした。ところが、今回、組織的犯罪集団として法文上で定義をはっきりさせております。この明確な定義に沿って組織的犯罪集団が計画をして進めることが現実的にあり得ないような犯罪を676の対象犯罪から除くことができるようになりました。例えば過失罪のように、過失で罪を犯すのは組織が計画をして行うものではありません。こうした検討の結果、対象犯罪が676から277に減ったのであります。こうしてテロ等準備罪は対象犯罪をできるだけ減らしております。

また、合意だけでは犯罪とはならず、実際の準備行為までを必要としております。これらは刑法の謙抑主義と言われる、刑罰は最終手段であって、安易に発動すべきではないという原則にのっとったものであります。

最後に、テロ等準備罪を治安維持法と同視をするような主張に対してであります。請願書にも現代版治安維持法との表現があります。しかし、治安維持法は国体を変革することを目的とした結社を処罰し、その執行において拷問や司法手続を経ない拘束までもが行われた悪法であります。そもそも現憲法と旧憲法では人権に対する考え方が根本的に異なっております。しかも治安維持法の問題は旧憲法下での制度、戦時体制が前提となっております。この成熟した民主主義と司法手続、マスコミ等による監視が行き届いている現在、治安維持法と同様の問題が生じる可能性は皆無であります。一部の政党、政治家がこのような不見識きわまりない主張を繰り返し、ポピュリズムを扇動するような政治は百害あって一利なしであります。そのことによって多くの国民の正しい判断をゆがめられているとしたら、逆に不安を感じます。

日本が今後テロの標的になる可能性は否定できません。国際情勢の中で、国際標準として187の国と地域が締結をしているT O C条約を早期に締結し、テロ等を含む組織犯罪から国民と日本に来る外国の方々を守るために法整備を行うことは法治国家として当然の責務であります。

以上、長々と申し上げましたが、国境を越えて行われるテロに対し、日本が法の抜け穴になってはならないためにも本法案の早期の成立を望み、「共謀罪」（組織犯罪処罰法）改正に対する貴議会の意見を採択し政府に送付を要求する請願書に対し、反対、不採択の討論といたします。

○議長（武田正樹君） 次に。

[挙手する者あり]

○議長（武田正樹君） 大原議員、賛成討論……。

○16番(大原 功君) 賛成じゃなくて、反対の、その今の意見を聞きたいの。

〔「それはできません」の声あり〕

○16番(大原 功君) 反対をされたんだから、反対の意見を聞かないかんがね、そうでしょう。どうして反対されたかがわからんでしょう。意味がわからん、私は。

○議長(武田正樹君) 反対討論の質疑ですか。

○16番(大原 功君) それは、今賛成、反対をしておるんだから、両方聞かないかん。

○議長(武田正樹君) 少し、大原議員、お待ちください。

暫時休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時57分 休憩

午前11時12分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長(武田正樹君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの大原議員からの質疑ですけれども、討論に対する質疑は認められないという記録がありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、賛成討論の方。

〔挙手する者あり〕

○議長(武田正樹君) 那須議員。

○7番(那須英二君) 私は、この貴議会の意見を採択し政府に送付を要求する請願書に対して、賛成の立場で討論させていただきたいと思ひます。

まず、この今の共謀罪と呼ばれるものに対して、今の政府がどのような態度をとってきたのかということでございますけれども、衆議院のときに強行採決を行っております。どうして強行採決なのかといえば、国民の8割以上の方がまだ説明不足、そして7割以上の方が国会で決めるべきではないという意見がある中で、質疑を途中で打ち切って、しかも討論をさせずにいきなり採決に入った。しかも、わざわざしている騒乱の中でいつの間にか可決されたということを私どもの国会議員のほうから報告を受けております。

そうした中で採決されたものに対して、やはりもう少し慎重に審議すべきではないかというのが私は参議院の役目だと思っております。

あと、治安維持法の再来と呼ばれるべきものでございますけれども、先ほど堀岡議員からもありましたけれども、基本的に治安維持法とはじゃあ何なのかということでございまして、絶対主義、天皇制のもとで1925年に制定されたものでございまして、宣伝扇動、財政援助などを禁じたものでございます。43年の創価教育学会事件を初め、キリスト教や仏教徒など、多くの宗教者を弾圧したものになっています。この治安維持法によって逮捕者は

未送検を含めて全国では数十万人、拷問などによる虐殺、獄死者は1,800人とされておりまして、愛知県でも900件の記録がありまして、取り調べの名による激しい拷問によって虐殺をされたことがございます。

この今の共謀罪は、安倍首相自身が一般人には無関係と説明しておりますし、さっきの治安維持法とは違うと言っておりますけれども、この治安維持法自体も当時の政府の説明は同じ説明で、一般人には無関係ということで施行されたものでございました。ところが、それがだんだんとエスカレートし、何の関係もないような方々にまでそうした冤罪が及ぶことになっていったわけでございます。そうした中で、じゃあ、この今の政府の説明を本当にうのみにしてこのまま通していったら、現行はいいかもしれませんが、徐々に徐々にそうした侵食が起こっていく可能性が大きくあると思っています。

そして、行動としてはやってもいないのに監視される状況になっています。メールやLINE等も盗聴され、これはプライバシーの権利、憲法13条の幸福追求権、プライバシーの権利としてそっとしてほしい、そうした権利を侵害することにもなっています。

また、この参議院で金田法相が組織的犯罪集団構成員ではなく、周辺者が犯罪計画に加われば処罰されることはあり得ると答弁したことや、環境保護団体や人権保護団体を隠れみのに組織犯罪を企てた場合は、共謀罪で処罰されると答弁しております。周辺者や隠れみのにしているかどうかを見分けるには、日常的なものを監視しなければわからないとって市民を監視する権限を警察に与え、それを強大にする法案で答弁が動いているわけでございますので、やはりそうした今の現状においては、徹底審議が必要であり、今の国会で何としても決めるようなやり方は絶対に許すわけにはいかないと私は思っています。

また、新聞報道にもありましたとおり、民主団体や市民団体も対象となることが明らかになってきております。例えば、安保法制や戦争法などのデモ行進やパレードなども抑圧される可能性も出てきますし、実際には現在も警察が若者やママたちが参加する一般市民による原発反対の集会を監視している事実がございます。大衆運動に伴う違法行為や事故を未然に防止するために必要な警備措置を講ずると開き直っておりますけれども、そうした形でこうした共謀罪として、例えば座り込みをするにも、じゃあシート、ござを買った。それは準備をしている行為だというふうに警察が判断すれば、それは共謀罪として適用されていくことになっていく可能性があるということでございます。捜査機関が行うことでございますので、都合のいいように範囲を拡大することが可能になっています。

そうした中で、やはりこの共謀罪に対しては、今、この時点で、今国会の時点でやるべきことではなく、もう少ししっかりと国民に説明しながら行っていくほうがベターだと思っております。

仮に、先ほど言われたように、事実誤認とすれば、じゃあ、説明する必要があるんじゃない

いでしょうか。国民の8割がわかっていない状況、そして7割以上が今国会で決めるべきではないと言っているものに対して、何ゆえ今の国会で決めなければならないのか。そしてまた、さまざまな権利を侵害するおそれがあるとして違憲立法の可能性のあるものを、こうしたおそれがあるものを公職の立場で我々が黙って見ているわけにはいかないと思っております。

そうした意味において、廃案なりまたは慎重審議なりの意見書を私はこの弥富市議会から出すべきだと思っております。

そうしたことを強く述べさせていただきまして、賛成討論とさせていただきます。

○議長（武田正樹君） 他に討論の方はありますか。

〔挙手する者あり〕

○議長（武田正樹君） 炭竈議員。

○13番（炭竈ふく代君） 反対討論をいたします。

日本は2019年にラグビーのワールドカップ、2020年には東京オリンピック・パラリンピックが開催をされます。

先ほど堀岡議員が討論されましたように、今や国境を越え、自爆テロ等による事件が多発をしております。テロを含む組織犯罪を未然に防止するため、新たな国内法の整備が必要であり、それがテロ等準備法案でございます。

政府は一般の人にテロ等準備罪に嫌疑が生じることはなく、計画をただけでは処罰にはできないと明確に述べております。

したがって、このたびの請願書の内容と異なりますので、反対をいたします。以上です。

○議長（武田正樹君） 他に討論の方はありますか。

〔挙手する者なし〕

○議長（武田正樹君） 討論のないことを確認しましたので、これをもって討論を終結します。

これより採決に入ります。

〔挙手する者あり〕

○議長（武田正樹君） 大原議員。

〔16番 大原功君 退場〕

○議長（武田正樹君） 請願第1号は原案のとおり採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（武田正樹君） 起立少数と認めます。

よって、請願第1号は不採択とされました。

大原議員に入場を求めます。

[16番 大原功君 入場]

○議長（武田正樹君） 以上をもちまして本日の議事日程は全部終了しましたので、本日の会議はこれにて散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時22分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 武 田 正 樹

同 議員 佐 藤 高 清

同 議員 大 原 功